昭和56年9月3日 訓令第6号

改正 平成 10 年 10 月 16 日訓令第 3 号

平成23年3月25日訓令第5号

(趣旨)

**第1条** この規程は、消防本部を除く常勤の職員(以下「職員」という。)に対し、職務の執行上必要な被服等の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(被服の種類等)

**第2条** 被服等を貸与される職員(以下「被貸与者」という。)の範囲、貸与する被服等(以下「貸与品」という。)の種類、数量及び貸与期間は、別表に定めるところによる。ただし、管理者が必要と認めたときは、貸与期間を伸縮することができる。

(貸与期間の計算)

- **第3条** 貸与期間は、貸与の日の属する月から起算し、期間満了の月をもって終わる。 (着用期間)
- **第4条** 貸与品に夏期用、冬期用の区分があるものについての着用期間は、次の各号の定めるところによる。
  - (1) 夏期用 6月1日から9月30日まで
  - (2) 冬期用 10月1日から5月31日まで

(着用及び保全の義務)

- **第5条** 被貸与者は、職務に従事するときは、貸与品を着用しなければならない。ただし、勤務所外において執務する場合の事務服の着用その他管理者が必要ないと認めたときは、この限りでない。
- 2 被貸与者は、貸与品を正常な状態において維持保全し、その補修は、自己の負担において行わなければならない。

(貸与品の処分)

**第6条** 貸与期間が満了した貸与品及び第7条第1項ただし書の規定により返還の必要がないと認められた貸与品は、被貸与者に交付することができる。

(貸与品の返環)

- **第7条** 被貸与者は、退職又は貸与品の種類の異なる職に異動するときは、貸与品を返還しなければならない。ただし、法定伝染病による退職、その他管理者が必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 前項の規定により返還された貸与品を新たに貸与するときの貸与期間は、前任者の残余期間とする。

(亡失等による弁償)

- **第8条** 被貸与者は、貸与品を亡失又は損傷(使用にたえない程度。以下同じ。)したときは、貸与品亡失、損傷届(様式第1号)により管理者に届け出るとともに、当該貸与品に相当する物を弁償しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず貸与品の亡失又は損傷が被貸与者の故意又は重大な過失によるものでないときは、弁償を免除する。

(再貸与)

- 第9条 前条第1項の規定により被貸与者が弁償した物は、当該被貸与者に貸与する。
- 2 前条第2項の規定により弁償を免除された被貸与者に対しては、新たに貸与品を貸与する。
- 3 前2条の規定は、前2項に規定する貸与の場合に準用する。 (事務の処理)
- 第10条 貸与品に関する事務は、事務局長が処理する。

(貸与の記録)

第11条 事務局長は貸与品台帳(様式第2号)を備え、貸与及び返還等の状況を記録しなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、職員の被服等の貸与について必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に貸与中のものは、この訓令の規定に基づいて貸与されたものとみなす。 附 則 (平成 10 年 10 月 16 日訓令第 3 号)
  - この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日訓令第5号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

被貸与者	貸与品			備考
	種類	数量	期間	
			年	
	作業服冬(上・下)	1	1	
	<b>" 夏 (上)</b>	2	1	
清掃作業に従事する職	""(下)	1	1	
員	作業帽	1	1	
	安全靴	1	2	
	長靴	2	1	
	事務服冬(上)	1	3	
火葬業務に従事する職	""(下)	1	2	
員	<b>" 夏 (上)</b>	2	2	
	靴	1	3	
	長靴	1	1	
	作業服冬(上・下)	1	1	
公園整備に従事する職	<b>" 夏 (上)</b>	2	1	
員	』 夏 (下)	1	1	
	帽子	1	1	
	長靴	2	1	
	男子事務服冬(上)	1	3	
	" " 夏 (上)	2	2	
上記以外の職員	女子事務服冬(上)	1	4	
	<b>" " ベスト</b>	1	4	
	""(下)	1	4	
	女子事務服夏(上)	1	4	

## 貸 与 品 亡 失、損 傷 届

貸与品の種類	
亡失・損傷の確認 年 月 日	
貸与を受けた 年 月 日	
亡失・損傷の事由	

上記のとおり貸与品を亡失、損傷いたしましたからお届けいたします。

年 月 日

係 名

職氏名

1

上記の事実に相違ないことを確認します。

かい所長氏名

€0

筑西広域市町村圏事務組合管理者 様

様式第2号(第11条関係)

貸 与 品 台 量 数 貸与期間 品 名 係 与 亡 失・損 失 再 貸 与 返 遻 処 分 貸 被貸与者 考 氏 名 | 年月日 | 受領印 | 年月日 | 数 量 | 年月日 | 受領印 | 年月日 | 事由 | 年月日 | 事 由